

令和2年小布施町議会9月会議会議録

議 事 日 程（第2号）

令和2年9月10日（木）午前10時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	寺 島 弘 樹 君	2 番	水 野 貴 雄 君
3 番	関 良 幸 君	4 番	竹 内 淳 子 君
5 番	中 村 雅 代 君	6 番	福 島 浩 洋 君
7 番	小 林 一 広 君	8 番	小 西 和 実 君
9 番	大 島 孝 司 君	10 番	小 渕 晃 君
11 番	関 谷 明 生 君	12 番	渡 辺 建 次 君
13 番	小 林 正 子 君	14 番	関 悦 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市 村 良 三 君	副 町 長	久保田 隆 生 君
教 育 長	中 島 聰 君	総 務 課 長	大 宮 透 君
財 務 課 長	中 條 明 則 君	企画政策課長	須 藤 彰 人 君
健康福祉課長	永 井 芳 夫 君	健康福祉課長 補 佐	益 満 崇 博 君
産業振興課長	富 岡 広 記 君	建設水道課長	畔 上 敏 春 君
建設水道課長 補 佐	林 信 廣 君	教 育 次 長	藤 沢 憲 一 君

監 査 委 員 畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長 山 崎 博 雄 書 記 祢 津 貴 子

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元の印刷物のとおりであります。あらかじめご了承ください。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元の別紙のとおり、一般質問の通告がありましたので、ご報告をいたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可いたします。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（関 悦子君） 最初に、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 質問してまいります。

まず、長野県第3期橋梁長寿命化修繕計画で、小布施町はどう位置づけられているかにつ

いて質問します。

長野県は、今年４月に、県内の橋梁について長寿命化修繕計画を策定して、その骨子を公表しました。計画は、第２期計画を基本的に踏襲するとしながらも、26年度から30年までの定期点検結果により第２期計画の見直しを行い、４段階のランクづけを行ったとあります。

まず、①としまして、小布施橋のランクづけについてお尋ねします。

第３期計画では、小布施橋はどのようなランクづけとなっていますか。どんな修繕がなされますか。塗装は行われますか。小布施橋にとって町が納得のいく計画ですか、答弁ください。

②として、塗装の見通しはどうなっているか。

小布施橋の長寿命化のための塗装塗り替えの必要性を度々質問してまいりましたが、実行の気配がありません。昨年の台風19号により、塗装の剝離、鉄骨のさびが一層激しくなったと感じられます。あまりにもひどい状態です。

19号で浸水して、桃源荘に避難されていたおばあちゃんが、自分の家の被害のことよりも小布施橋のさびのことを心配して、小林さん、小布施橋を通るたびに涙が出るんだよと話されました。橋を通る人たちは、大丈夫か。あまりにもひど過ぎる。この橋が通れなくなったら畑に行けない、小布施橋の大切さとあまりにもひどい状態に嘆いておられます。

15年ごとの塗り替えという須坂建設事務所のお話ですが、その15年はいつなのか、塗装の見通しについて答弁ください。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） おはようございます。

小林正子議員の小布施橋についての質問にお答えを申し上げます。

小布施橋は、ご存じのように、主要地方道豊野南志賀公園線に架かる橋梁で、小布施町の町民や周辺の市、村の方々が、長野市への通勤などに利用している主要な橋梁となっています。

小布施橋は、昭和43年に完成した橋で、既に50年を経過しており、小布施橋を管理しています須坂建設事務所では、昨年度より、防災・安全交付金橋梁補修事業により補修工事に取り組んでおります。

１点目の第３期計画でのランクづけと修繕内容、２点目の塗装の関係について、併せてお答えを申し上げます。

本年４月に公表されました第３期長野県橋梁長寿命化修繕計画では、小布施橋の健全性は４区分のうちの３、早期措置段階、道路橋梁機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態となっています。これは、緊急度の高いほうから２番目の区分となっています。

小布施橋の橋梁補修事業の総事業費は１０億円を予定しており、実施期間を昨年度から令和４年度としております。事業の実施状況につきましては、昨年度から橋梁補修計画を実施しており、全体計画を立てて、床板補修や伸縮装置補修など、優先順位をつけて実施していくとしています。

トラス部分の腐食につきましても、判定区分２となっており、予防・保全の観点から、措置を講ずることが望ましい状態となっています。

先般、県に確認したところ、トラス部分の塗装について、腐食状況を調査した上で、必要な部分について実施するとのことでしたが、町としては、今回の事業計画期間内に全面塗装が実施されるよう、県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○１３番（小林正子君） 緊急度の高いほうから２番目の区分となっているという点から、一番皆さんが心配しているのが、全面塗装ということが一番の心配なんですね。

今、鉄骨部分が腐食されている部分もかなりありますので、そういう点でも、塗装というのは長寿命化にとっても大事な事業なので、この全面塗装という点では、早期にやっていたできるように、ぜひ県のほうにも強く要望をお願いしたいと思うんですけども、その辺で答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

塗装工事により劣化、それにつきましては、以前にも小林正子議員のほうより質問があり、資料等の提供をいただきまして、建設事務所のほうにもその資料提供等をさせていただいております。そういう中で、危険性というものも、十分把握はしているかと思っております。

また、現在の状況につきましては、議員ご質問の中にありましたように、強度の関係もさることながら、景観面でも非常に、小布施に合っているかどうかという、そういうことも懸念をしております。

予算の関係のあろうかと思いますが、令和4年度までの間で何とか進めて実施していただけるよう、強く要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2番目の質問に移ります。

2019年10月の19号台風から10か月、復旧の現状と今後の方針についてお尋ねします。

昨年10月12日から13日にかけての台風19号による千曲川堤防越水による災害から10か月が過ぎ、今年も台風シーズンを迎えています。この間にも、全国各地で豪雨災害が続き、浸水被害、家屋や田畑の流出、土砂災害による家屋破壊は数知れず、亡くなられた方も多くいらっしゃいます。19号災害をはじめ災害に遭われた小布施町の皆様、全国各地の被災された皆様に、改めて心よりお見舞い申し上げます。

1点目として、まず、小布施町へ寄せられた義援金と被災者への配分について質問します。

8月22日の須坂新聞に、台風19号災害に関わる県の義援金配分についての記事がありました。そこから小布施町関連をまとめますと、これまで2回、被災者へ配分された義援金は、長野県に寄せられた義援金から小布施町へ1,714万9,000円、小布施町に寄せられた義援金から1,027万6,000円、小布施町の被災世帯に合計2,742万5,000円が配分されたとなっております。

配分額は、被害別に見ますと、家屋全壊被害を受けた5世帯にそれぞれ120万円、大規模半壊の6世帯にそれぞれ90万円、半壊の22世帯にそれぞれ60万円、一部損壊の3世帯にそれぞれ19万円、床下浸水の22世帯にそれぞれ10万円となっております。

第3回分として、県から419万円が来ているようですが、小布施町に寄せられた義援金から、第3回分として、いかほど配分されることになりますか。また、3月31日現在の義援金は、1,157万5,983円と町報に報告されておりますが、最終的な義援金の総額もお答えください。

これら義援金は、被害に遭われた皆さんの被害の実際からすれば僅かな額ではありますが、大きな励ましとなったことは間違いなく、被害に遭われた方は、ボランティアに来てくださった皆さんへと同様に、とても感謝されておりました。

次、台風19号の被害に対する補償と復旧に関しての質問です。

義援金とは別に、国や県・町からの補償や復旧支援はどうであったかお聞きします。

1、人的被害に対する補償。

災害関連死がお一人認定されたと報じられました。この方への補償などはどうなりました

か。

2、住宅家屋等の被害。

義援金のほかに、国や県・町からの補償はありましたかどうか。

3番、農地等の被害。

河川敷や浸水地での堆積土砂の排土など、作業量も経費も多大であったと推定されますが、国や県・町が復旧に支出した額をお答えください。

4、公共物の被害。

堤防や排水施設など、治水関連ほかの公共物の被害額と復旧状況はどうでしたか。

3番、住宅被害の復旧状況と今後の見通しについて。

飯田の方に何件かお話を伺いました。以下、飯田の被災された方々からお聞きした声を基に質問いたします。

床上1メートル10センチから1メートル70センチ、2階まで水につかった方など様々です。避難所から戻ると、飯田の下の方が湖のようになっていた。自分の家に入れるまで、水が引くまで3日待たなければ入れなかった。どこの家もそうだった。1階にあった家財道具や農機具は全て使うことができない状態であった。全部ごみになってしまった。泣くに泣けない気持ちだった。まず親戚の人たちが来てくれて、家の中の片づけをやってくれた。ある程度片づいたところでボランティアの若い人たちが来てくれて、畳などの重いものを外に出してくれた。本当にありがたかった。皆さん口をそろえて話されます。

また、飯田は床下の泥片づけはなかった。今後どうするか。どうしなければならないと心配されています。片づけが済んでも、この先どうしたものか途方に暮れて、復旧の見通しを立てられず、3月頃からようやく工事に手をつけて、最近ようやくご自宅に戻れる方が出てきていました。8月6日にやっと帰れたという方もおられます。

1階部分は柱だけ残して、全部造り替えなければならなかったという家がほとんどです。総じて、農協の建物共済に入っていた方のところへは、すぐに担当者が来てくれて相談に乗ってくれたと話されていましたが、民間の保険では、浸水も10センチ刻みで補償の内容が変わるなど、手続にも苦勞されたようでした。また、更地になったままのところもあります。

飯田、大島、山王島を中心に、58件の被害世帯の家屋の復旧状況と居住の現状を町としても把握していると思いますが、現状はどうか。また、どんな支援をしてきたか、今後の見通しをどう把握・支援していくか答弁ください。

4番として、19号災害の総括に関わる事柄について質問します。

①災害の原因をはっきりさせ、対策を取ってほしい。小布施で住居に水が入った経験は生まれて一度もなかった。何が原因だったのかさっぱり分からない。これだけの災害になる前にやれることはなかったのかと考える。はっきりさせて対策を取ってほしいと皆さん訴えます。あの雨水排水場は何のために造られたのか。どのような働きをする施設だったのか。機能しなかった原因をはっきりしてほしい」とも話されます。

千曲川本流の越水による災害だが、それを引き起こした原因があるはずだ。あれだけの被害になる前に対策が取れたはずだ。そして、誰もが千曲川河床の上昇を指摘していました。また、松川増水との関係も話されていました。

小布施での今回、スマートインター、大島、飯田、山王島の被害は、いずれも河川敷の農地と集落を結ぶ農道が高速道をくぐる、カルバートと呼ばれる箱型のトンネルから越水した洪水が集落側に噴き出す形で起こっています。堤防を越水したよりも水流が速く、水圧も強くなり、浸水域を広げ、被害を拡大したのではないかと私にも容易に推定できます。この点、町として、高速道の設置管理者に指摘したり、話し合ったりしたことはありますか。答弁ください。

19号台風による千曲川堤防越水や決壊による大災害ですから、様々な分野から原因探求が進められていますが、被害に遭われた皆さんの声も大事にして、小布施の水害の原因を探してほしいと考えます。

現時点で町として、19号災害について、概略どのような原因を考えていますか。また、二度とこのような災害が起こらないよう、国や県に要望している治水対策など答弁ください。

○議長（関 悦子君） 須藤企画政策課長。

〔企画政策課長 須藤彰人君登壇〕

○企画政策課長（須藤彰人君） それでは、1点目の義援金に対するご質問について、私のほうからお答えいたします。

令和元年台風19号災害の義援金については、これまで長野県に寄せられた義援金と小布施町に寄せられた義援金を合わせまして、第1回配分として昨年12月25日、第2回配分として本年2月28日に、被災された皆様にお届けさせていただいております。

これまでの配分させていただいた金額につきましては、先ほどご質問の中で議員からご指摘ありましたとおり、県分が1,714万9,000円、町分が1,027万6,000円であり、合計で2,742万5,000円でございます。

このたび、県より第3回目となる配分がございまして、町では今月中にも配分額を決定し、

被災された皆さんに義援金をお届けできるよう準備を進めております。今回の第3回配分額は、県分419万円、町分82万9,745円であり、合計で501万9,745円になります。

最終的な義援金の総額につきましては、議員ご指摘の町報で報告されている金額につきましては、一部ふるさと納税の寄附金として、災害復旧事業に充てるためにご寄附いただいた金額を含んでいたところでございますが、今回の第3回分を含めました義援金として、直接被災された皆様にお届けさせていただく義援金の総額としましては、県分2,133万9,000円、町分1,110万5,745円、合計で3,244万4,745円となっております。

なお、町の義援金の募集期間は今年の3月で終了しておりますが、県の義援金につきましては募集期間が現在も続いておりまして、来年3月までとなっております。今後も県から配分額が示され次第、第4次以降の配分として、全国各地の皆様からの心温まるお気持ちを被災された皆様にお届けさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） おはようございます。

それでは、私のほうから、台風19号の被害に対する補償と復旧、その人的被害に対する補償、2点目の住宅家屋等の被害への補償ということでご答弁をさせていただきたいと思えます。

最初に、1点目のご質問の人的被害に対する補償、災害関連死の認定についてでございます。

今議会に補正をお願いしておりまして、災害弔慰金の根拠及び経過についてご説明申し上げます。

支給は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、条例の定めにより町が行うものとなります。対象となる災害は政令で定める災害とされ、令和元年台風19号災害が該当になりました。支給額は、法により、生計維持者500万円、その他の者250万円とされ、財源は国2分の1、県4分の1、町4分の1とされております。

続いて、経過について申し上げます。

昨年末に、今回対象となられたご遺族から相談がありました。相談を受け、町として支給に係る手続をどのように進めるのか、過去の災害時における全国の対応を確認・検討し、本年2月に災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正を提案、可決をいただいたところござ

います。

直ちに、台風19号災害に係る災害弔慰金等支給診査委員会の委員を選考、ご依頼し、3月25日、第1回の審査委員会を開催いたしました。その委員会におきまして、令和元年東日本台風災害関連死認定基準を検討、ご審議いただき、翌日、町の基準として決定いたしました。

また、第1回の会議では、審査委員会としての調査・審議方法をご検討いただき、申出者による口述や資料等の提示のほか、医師の診断書や診断記録、医療保険者や行政機関等が保有する客観的な資料に基づいて事実を確認し、災害の影響と死亡との間の相当因果関係の有無を判断することとし、ご遺族に提出いただく書類、関係機関から収集する書類、至急、審査委員会として必要な手続を定めていただきました。これに基づき、ご遺族及び関係機関からの資料の収集と整理を進めたところでございます。

新型コロナウイルス対策との関係で、審査委員会の開催時期も影響を受けたところでして、7月8日に第2回の審査委員会が開催でき、そのときに認定に至った経過です。

なお、今回認定した方につきましては、災害で生活が一変したことにより死に至ったと認定したものです。この認定に当たり定めた令和元年東日本台風災害関連死認定基準の4、相当因果関係が認められる場合における1号、生活環境の激変に該当するものとして認定したものでございます。

1点目については以上でございます。

2点目のご質問、住宅家屋等の被害、国や県からの補償ということでございます。

被災された住民の皆様に対する国・県・町からの補償についてお答えいたします。

生活再建に係る補償・支援についてです。

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援してございます。

この支援金は、基礎支援金として、全壊世帯・やむを得ず解体する世帯及び長期避難世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円を支給、さらに、この額に加算支援金として、住宅を建設・購入する場合には200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円をそれぞれ加算するとされています。町では、11件に対し基礎支援金を支給したところでございます。加算支援金は、現在6件の申請に対しまして支給しているところでございます。

また、被災者生活再建支援法の支援対象とならない半壊世帯に対し、信州被災者生活再建支援制度として50万円の支給を、県と町が一体となって行っております。町では、22件の申

請に対し、支給を行ったところでございます。

続いて、公費解体の現状について申し上げます。

住宅家屋等災害に遭われた方のうち、公費による家屋等の解体を行ったのは5名です。自治会別では、山王島1、飯田1、大島3、建物種類は、住宅が2、倉庫が3でございます。また、令和元年度から繰り越した事業であります、本年6月末までに解体を終了することができております。

解体の費用は、解体に伴う廃棄物の運搬・処理を含めて1,293万6,000円で、そのうち2分の1に国庫補助金が充当され、残りについては起債を充てることができます。

なお、起債については、95%交付税措置されるものというふうに考えてございます。

次に、災害救助法に基づく応急修理について申し上げます。

半壊以上の家屋が対象となり、小布施町では、全壊2、大規模半壊5、半壊22の29件が対象ということではありますが、1件は申請されない意向であるということを確認しております。

本制度は、災害により住宅が大規模半壊、半壊または一部損壊、自ら修理する資力がない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等、日常生活に必要最小限の部分を応急的に修理するもので、町が発注して行うものとなります。対象戸数29件のうち、令和元年度で20件が完了し、残りのお宅については、令和2年度に繰り越して実施をしていく予定となっております。

そのほか、仮設の家賃ですね、それから家財等に関する支援として11件、生活必需品の支給事業として32件、これは86万2,000円ほどとなっております。

町単独支援策として町見舞金も支給しております、損壊の程度によりますが、10万円から200万円、65件、計7,326万8,000円ほどを支給させていただいております。この財源としては、福祉基金を活用させていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長。

〔産業振興課長 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長（富岡広記君） おはようございます。

私のほうからは、農地等の被害についてご答弁をさせていただきます。

河川敷内の堆積した土砂の排土等の撤去についてお答えします。

排土工事につきましては、千曲川右岸上流・下流、左岸上流・下流を28の工区、ブロックですが、と残土処分4工区、4つのブロック、合計32の工区に分け、昨年12月末から排土事

業を始めました。

今回の排土は、台風19号災害で堆積した土砂を全て取り除く事業ではなく、農業を維持・継続するための最小限の排土を前提として進めてまいりました。この間、地権者、耕作者、共有地関係者、工事請負業者の皆様と何度も話し合い、ご協力をいただきながら、7月末をもって排土作業は全て完了しております。全32工区のうち27工区分については、契約、変更契約、支払いも済み、事業は完了しております。排土に要した金額は8億842万3,000円です。

残りの5工区につきましては、9月中には支払い業務へと進めたいと考え、その金額、1工区が暫定概算金額となっておりますが、約5,745万3,000円となり、排土に関わる32工区総事業費が、およそ8億6,587万6,000円となります。そのうち、国庫補助金が約7億7,662万3,000円の見込みです。町負担分が約8,925万3,000円となる見込みです。

9月末には排土に関する業務を終了とさせ、その後、国の補助金を頂く手続を済ませ、全てを完了させていただく予定になっております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 私のほうより、公共物の被災額と復旧状況についての質問にお答えを申し上げます。

小布施町が管理する施設では、下水道施設が大きな被害を受けています。被災額につきましては、国の査定額になりますが、汚水施設で4,052万円ほどで、本年9月末の完成を目指し、現在、復旧工事を行っております。

飯田雨水排水ポンプ場につきましては、被災額は3億8,271万円ほどで、来年3月25日の完成に向け、復旧工事に着手をしたところでございます。完成までは、仮設ポンプなどで対応してまいります。

小布施土地改良区所有の都住第一揚水機場、これにつきましては、中野市立ケ花地籍にあるものですが、これにつきましても浸水により被災し、被災額は1億97万円ほどで、本年4月末に復旧事業は終了しております。

続きまして、小布施町地籍の松川堤防の決壊に伴う堤防の被災額は4,143万円ほどとなっており、復旧区間は延長123メートルで、隣接する須坂市相之島の千曲川堤防の復旧工事と同じ、天端やのり面、のり尻を全てコンクリートブロックなどで覆う被覆型の堤防復旧工法で行うこととし、本年11月末の完成予定としております。

また、松川下流の曲流部から上流に堆積した流木と雑木林の除去、下松川橋下流250メートルまでの約1.1キロメートルの河道拡幅の工事は既に終了しており、本年度事業で引き続き、河道両側の堆積した土砂を撤去、松川橋周辺の堆積した土砂の撤去を、予算の範囲内で順次実施していくこととしております。

千曲川左岸にあります浅川排水機場関係では、県が管理しています護岸と第三排水機場、毎秒14トンの施設ですが、が被災しました。合わせて8,410万円ほどの被災額となっております。護岸の復旧工事は既に完了し、排水ポンプにつきましても既に稼働可能となっております。

また、今回のような水害に対応するため、浅川総合内水対策計画を見直し、毎秒7トンのポンプの増設を、おおむね5年間で前倒して実施することとしております。

長野市が管理する浅川第一排水機場、毎秒14トンの施設と浅川第二排水機場、毎秒30トンも被災をし、その復旧状況については、長野市のホームページで確認したところ、これは、本年7月8日現在ですが、第二排水機場のポンプ動力は既に復旧が完了しております。また、第一排水機場は、復旧完了が令和3年度末の予定となっております。

国が管理する千曲川の被災額は、町では把握ができておりません。復旧状況につきましては、6月会議の福島議員の一般質問での答弁の繰り返しになりますが、本年5月27日の千曲川河川事務所長からの信濃川水系緊急治水対策プロジェクトにおける当町の実施計画の説明では、河川敷内の樹木伐採、大島地籍の右岸堤防の復旧工事、これにつきましては、一応約100メートルほどですが、既に終了をしており、今後、立ヶ花狭窄部などの影響を受け、水位が上昇しやすい事象が当面解消されない区間となる立ヶ花上流から村山橋までの右岸8.5キロメートル、左岸7.5キロメートルにおいて、越水した場合にも決壊しにくい堤防を目指し、堤防全体をブロック等で被覆する工法を中心に対策工を検討しているとの説明がありましたが、具体的な時期についての話はありませんでした。

洪水時の水位を下げることを目的とした河道掘削は、上今井橋と立ヶ花橋上流の2か所で計画されていますが、下流の新潟県大河津分水路の整備状況や新潟県、長野県管理区間の整備状況を踏まえ、段階的に掘削を行う予定と聞いております。

町として、早急に具体的な事業内容、時期を示していただくよう、要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、私のほうから、3つ目の質問にあります住宅被害の復旧状況とこれまでの支援、また今後の見通しについてということで、総括的な部分を答弁させていただきます。

まず、台風19号災害における小布施町内の住宅の損壊状況につきましては、全壊が5件、大規模半壊が6件、半壊が22件、半壊未満の床上浸水、一部損壊が3件、また床下浸水、一部損壊が21件の計57件というふうになっております。

ここで言う件というのは家屋のことになりまして、世帯でいいますと58世帯、また、災害が発生した後に、別々にお住まいになられるという世帯もありましたので、実質的には59世帯ということで、こちらのほうでは把握をさせていただいております。

全壊・大規模半壊の11件、また12世帯のお宅につきましては、飯田公会堂、桃源荘の避難所から、町の教員住宅、町営住宅などの公共住宅や民間アパートを、災害救助法により県が民間住宅を借り上げていただき、お住まいいただきました。

現在までに、7世帯のお宅がご自宅のほうに戻られておりますが、5世帯の方が、町営住宅などに引き続きお住まいをいただいている状況になります。そのうち2世帯の方については、10月中に元の住宅に戻れるというふうに伺っております。

続きまして、22件の半壊のお宅につきましては、こちらも一時、飯田公会堂、また桃源荘の避難所のほうでお過ごしいただきましたが、災害救助法の応急修理を活用いただき、まずは住宅に戻っていただけることを優先してまいりました。長期間、修理にお時間がかかる一部の世帯の方につきましては、公共住宅や民間アパートにお住まいいただきました。

半壊、また一部損壊、床上・床下浸水などのお宅につきましては、現在は、ご不便はまだあるかと思いますが、元のお住まいにお戻りいただいているというふうに把握をしております。

57件、また59世帯の被災世帯に対する町の支援としましては、既に各担当課長から申し上げた各種支援がベースになりますが、災害後の避難所の設置運営、またボランティアの方々との災害ボランティアセンターを通じたマッチング、また被災した住宅の消毒の実施、仮設的な住宅としての公共住宅や民間住宅のあっせん、仮設住宅における家財道具の支援や家賃補助、そういったものの、その時々に必要な支援に取り組んでまいりました。

今後につきましては、まずは全壊・大規模半壊の5世帯の方、まだ仮住まいでお住まいいただいている5世帯の方々が、一日でも早く元の住宅に戻れるように、また新しい生活がス

タートできるように、定期的に各世帯の方々と連絡を取りながら、必要な支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、半壊、床下浸水、床上浸水などのお宅につきましても、経済面・健康面などでお困りのことがないか、職員等が地域を巡回することも検討してまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは以上になります。

○議長（関 悦子君） 林建設水道課長補佐。

〔建設水道課長補佐 林 信廣君登壇〕

○建設水道課長補佐（林 信廣君） おはようございます。

初めて登壇席に立たせていただきます。ありがとうございます。柄にもなく緊張しております。

それでは、小林正子議員の4点目の質問にお答えをいたします。

千曲川右岸の小布施町における台風19号の被害は、議員ご指摘のとおり、長野県管理の松川右岸堤防及び国管理の千曲川右岸堤防から越水した洪水により生じています。

高速道路建設のときには、千曲川堤防は完成堤防であることから、千曲川堤防から越水する、また決壊するということは想定していませんでした。高速道路を千曲川堤防に沿って建設することによって堤防が決壊しにくくなる、また、当時の建設省北陸建設局千曲川工事事務所のご指導により、堤防と高速道路のはざま地を盛土することにより、堤防がより一層強化され、桜を植樹したことにより、花見のシーズンはもとより、四季を通じて町民の皆様の憩いの場になっていることは周知のとおりです。

高速道路建設時に、千曲川堤防が越水するとは、国、当時の日本道路公団、県・町も想像しておらず、千曲川堤防からの越水に対する対策は取られていないことから、高速道路の設置管理者である東日本高速道路株式会社に指摘したり、話し合ったりしたことはありません。

小林議員ご指摘のとおり、台風襲来前から、昭和33年の台風22号、狩野川台風に類似した台風で、狩野川台風級の台風と気象庁から警告された台風19号による千曲川堤防からの越水や決壊による大災害でありました。

大型で非常に強い台風19号、令和元年東日本台風は、10月12日の夕方から夜にかけて、非常に強い勢力を保ったまま東海・関東地方に上陸し、台風本体の発達した雨雲の影響により、千曲川河川事務所管内の山沿いを中心に大雨をもたらしました。

信濃川水系では、全川を通じて既往最大となるピーク水位を観測、千曲川では堤防決壊の

ほか、越水被害が発生したことから、流域内の関係機関が連携して、河川整備によるハード対策と地域連携によるソフト対策を一体的かつ緊急的に進めるため、国・県、市町村で構成する信濃川水系緊急治水対策会議が開催され、信濃川流域の関係機関との協議・調整が行われ、令和2年1月31日、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトが取りまとめられました。この対策内容は、河道掘削、遊水地、堤防整備、堤防の強化です。

信濃川水系緊急治水対策プロジェクトに基づき、治水対策が推進されるように、引き続き国・県に要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 本当に、この19号災害というのは、とんでもない災害だったなというふうに感じます。

その中で、ただいま住宅に関わる点につきましては、町のほうもいろいろとご努力していただきまして、それで、現在5世帯の方が、まだ自宅に戻れないというような状況になっているとの答弁でしたけれども、全く手つかず、住宅に被害があつて、手つかずの世帯もあると思うんですね。そういう世帯に対する相談事業とか支援事業とかというのはどのようになっているのか。飯田でも全く手つかずで、何かもう家には戻らないような感じのお宅もあります。そういうところへの町の対策としてはどういうふうにやっていくのか。

それと、5世帯の方がまだご自宅に戻れないという、避難されていて戻れないという方に対しては、町としては、家賃の支援というのは、よく地震とかそういうので、2年間の支援とかそういうのがあるようですけれども、町としてはどのくらいの期間まで支援をしていたのかどうか、その点についても再度お願いいたします。

それと、最後の問題ですけれども、本当に今回の災害の中で、治水対策というのがこれまでどうだったのかという、千曲川も治水対策としての、しゅんせつ、河床の掘り下げなどは、もう二十何年も、私も見たことがありません。そういう事業をやっているのを見たことがないくらいに、やられていないと思います。

そういう点で、浅川ダムを造る造らないという問題があつたときには、治水対策もやっていくというようなことで、その前はやっていたんですけれども、その後は全然やられた様子がありません。そういう点で、かなり河床が上がっているというのが、皆さんが心配していたことです。

あれだけの河床が上がってきちゃって、中州が物すごく大きくなってきているというのは、千曲川の上流部で雨が降ったりなんかしたときに、大雨が降ったときには、必ずあの辺で、

小布施のところで越水が起きるんじゃないかというのは心配されていたと。そういう点での治水対策というのは、やはり常日頃、大事なことではないかと思うんですね。

それで、よく言われるのは、小布施で治水対策をやって掘削をやると、今度、立ヶ花の狭い狭窄部で、そこであふれちゃうんじゃないかということがよく言われるんですけども、そこもまた一緒に、同じように掘削をやっていくというようなことを、これからもずっと続いてやっていくという、やっぱり千曲川河川事務所にそういう仕事を、日常ふだんにやってほしいということを、きちんとやっていくのが大事なことはないかというふうに思うんですね。そういう点で、もう一度答弁をお願いしたいと思うんですけども。

それと、小布施町が、今回の19号台風によって、どういう原因で、どうしてこれだけの被害が起きたのかという検討をしているのかどうかという点で、その検討会議というのが開かれているのかどうか。

それと、その中でやはり、これからのこういう災害について、どのように対策を講じたらいいのか、その検討会議の中で、やはりきちんとやっていくべきだと思うんですね。だから、そういう点で、小布施町は今そういう検討会議をどのように持っているのかという点で、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 大宮課長。

○総務課長（大宮 透君） それでは、最初の2点の質問ですね。

小林議員からありました、まず手つかずのところ、そういったご家庭、世帯に対して、どのような支援をしていくのかということと、また、まだ仮住まいをされている5世帯の方、10月で2世帯ほどは戻られるというような状況ではあるんですけども、そういったところへの支援はどうしていくのかという点に関しまして、私のほうから、まずお答えをさせていただきます。

1点目の、手つかずのところはどうやって支援していくのかというところではあるんですけども、町役場としましては、これまで基本的には、必要な支援というか、それぞれのご家庭、5世帯の方々の現状が今どうなっているのかということを把握させていただきながら、それぞれに必要な支援というものを、お話をお伺いさせていただきながら、取り組んできたというふうに認識をしております。

ただ、例えば当初、特に支援は必要ないとか、そういったことがあっても、状況の中で、少しずつニーズが変わってくるような部分もあり得るというふうに考えておりますので、もし、そういった手つかずのところ、何かご支援を必要とされているようなご家庭があれば、

私たちとしても、先ほどの答弁と重なりますが、改めてお話をお伺いさせていただいて、どういった支援が必要なのかということを、ぜひ検討していきたいというふうに考えております。

ぜひ小林議員にも、その際には、そういった家庭ともおつなぎをいただけたら、大変ありがたいなというふうに思っております。

また、2点目の家賃支援の関係なんですけれども、こちらに関しましては、基本的には2年間の災害救助法の期間というものがあまして、その2年間の中で家賃支援というものを行っていくということを考えております。町独自の支援として家賃支援を行っている場合に關しても、原則的には、この2年間という支援の中で実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上です。

○議長（関 悦子君） 林課長補佐。

○建設水道課長補佐（林 信廣君） それでは、小林議員の再質問にお答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、千曲川、いわゆる信濃川の治水というのは、議員ご指摘のとおり、本当に下流から上流までの治水対策が必要でございます。

実は昨日、千曲川河川事務所の所長がお見えになりました。今の状況と、これからの要点といいますか、見込みについてお聞かせをいただいたんですが、まさしく下流側の大河津分水が今、信濃川として支障といいますか、重要な課題であるという説明があったところでございまして、苦し紛れではないかと思うんですけれども、要は下流で余裕ができた量しか上流で流せない、これは当たり前のことなんですけれども、そういった中で、全体のバランスを見ながら進めていきたいという、そういう説明がございました。

そういった中で、大河津分水を当然推進していただくとともに、戸狩の狭窄部、それから立ヶ花の狭窄部の対策も併せて進めてくださいというお願いを強く、町長はじめ、させていただいたところです。

国のほうも頑張るとは言っていましたけれども、なかなか厳しい予算の中でということの対応になるかと思っておりますけれども、手をこまねいているわけではなくて、順次整備をしているということですので、一層の整備が図られるように強く要望してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、検討会といいますか、検証をどのようにされたかということでございますが、

これは非常に大きな災害ということでございまして、まずは、先ほど申し上げました信濃川水系緊急治水対策会議の中において、被害状況等の概略の説明があったわけですが、まず国として、全体の被害の状況が出されていない状況でございます。洪水流量がどれだけの量であったとか、そういった数値が検証されて、また、今後の治水計画が策定されていくものだろうというふうに思っておりますので、こちらの検証についても、国のほうで早急に出されるように強く要望してまいりたいというふうに考えております。

町独自で検証ということもあろうかと思いますが、これだけの大きな災害ですので、やはり信濃川水系一本の中で検証が必要だというふうに考えておりますので、国の検証結果を踏まえた中で、共に検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 一番最初に再質問で答弁いただいた5世帯の方への家賃支援は、2年でというようなことなんですけれども、2年間の間に、この5世帯の方たちが元に戻るということを考えていらっしゃるのかどうか。

もし2年たっても帰れない場合はどうするのか、どのように考えているのかという点で、私は、その先のことで、きちっとしっかりと考えていただきたいと思うんですけれども、その辺のところで再度答弁をお願いします。

それと、町の19号対策に対する検討会というんですか、そういうのは、全体の流れを見てからでないということなんですけれども、この台風の災害というのは、去年あったから、100年に一遍ぐらいだから、今年は大丈夫だろうというようなことの考えでいけば、大きな間違いがあると思います。

本当に、今年もないとは分かりませんので、皆さんおっしゃるのには、家を一旦きれいにしたけれども、また今年も来たときにどうしたらいいべやと言うんですよね。そのときには何とか対策、その前に対策をして、打てなきゃ困るというようなことで、やはり同じ轍を二度と踏まないということで早急な検討会議を行う。

それと、先ほど言った河床のしゅんせつ、河床の掘り下げということも、やはりこれは大事な事業だと思うので、千曲川河川事務所に、先ほど林課長補佐は、強く求めていきますという答弁でしたけれども、本当にこの問題に関しては、皆さん心配しているんですよね。そういう点では、ぜひ強くというよりも、やるのが当たり前という感じでやってほしいと思うんですよね。

それと、今回の一番の原因となったのが、高速道路と農道とかをくぐっていくカルバートと言われる箱型のトンネルから越水が一気に流れ出たということがあって、それが大きな一つの原因にもなっているんじゃないかということが言われているんですよ。

そういうところに対しても、今後は、その点のところ、どのようにやったらいいのかというところも、やはり一つ一つ検討しながら、早急に直すべきところは直していったほしいと思うんですけれども、その辺で再度答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 今、小林議員からありました1点目の家賃補助の部分、仮設住宅の家賃補助の部分に関してお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、原則としましては、2年間という中で期限を区切って支援を行っていくと。この原則に関しては変わりはないというふうに考えておりまして、やはりある程度期限を区切らないと、例えば3年、5年、10年というふうにずっと支援をし続けていくことが正しいことなのかというところもあるかなというふうに思います。また、やはり期限がある中で、次の住まいであるとか、そういったところにどういうふうに移られていくのかという一つの目安にさせていただくということも、重要なことかなというふうには思っております。

ただし、これはあくまで原則ではありますので、例えば2年間の中で、どうしてもやむを得ない事情の中で、新しい住まいになかなか移れないというような状況があったりとか、そういった場合については、個別具体的に検討させていただいて、必要な支援というものを行っていききたいというふうには考えておりますので、何分ちょっと、町としても初めての経験ということもあって、いろいろな制度も調べながら、ぜひともその後の支援に関しても、今後検討していきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上になります。

○議長（関 悦子君） 林課長補佐。

○建設水道課長補佐（林 信廣君） 非常に厳しいといいますか、難しい再々質問といいますか、議員さんおっしゃるとおり、今年、同じ災害が起きないとも限らないというようなことでございますが、河道掘削というほどの大きな掘削ではございませんが、昨年の台風以降、本川内において、須坂市境等にはなりますが、砂利採取を2万立米ほど実施していただいたりして、できるところからは手をつけていただいております。

そういった中で、先ほども申し上げましたけれども、大きな予算がかかる大きなプロジェ

クトということでございますので、本当に、一日も早く予算をお認めいただいて、プロジェクトを推進していただくようにということで、町を挙げて、また須坂市さん、長野市さん、近隣の市町村とも千曲川改修期成同盟会を構成していますので、そうした大きな力を持って、強く要望してまいりたいということでございます。

国のほうでも、予算が欲しい、本当に喉から手が出るくらい予算が欲しいということを所長さんもおっしゃっておられましたので、本当に、何とか予算つけていただくようにということで、町を挙げて要望を行いたいというふうに思っております。

それから、高速道路のボックスでございますが、これは建設の経過を説明すると長くなりますので、はしります。ご存じのとおり10か所ございます。そのほかに、樋管を管理するための人だけが通る人道ボックスというの2か所ございます。これは当然、農道の機能を維持するために、町が高速道路といいますか、道路公団に求めて建設していただいた施設でございます。先ほども申し上げましたように、まさか越水するとは思っていなかったということでございます。

そういったことではございますけれども、何度も繰り返しになりますけれども、この治水対策プロジェクトは、越水をさせないということを目的としておりますので、越水するというものの対策よりも、越水させないプロジェクトといいますか、対策に力を入れていきたいといいますか、そこに集中していきたいというふうに思っておりますので、どうかご協力といたしますか、ご支援をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（関 悦子君） 続いて、12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして、順次質問させていただきます。

1点目、コロナ禍第2波への対策と複合災害への対応として全世帯別マイタイムラインの作成を。

1点目、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、幸いにも小布施町では感染者が発生していません。しかし、いずれ遠からず、発生してもおかしくない状況です。一部報道により

ますと、感染第2波が収束しつつあり、年末には第3波の可能性があるという報道があります。

そこで、感染者が発生した場合を想定しての質問です。

1点目、重症者、中等者、軽症者の判断基準はどのようなものでしょうか。

例えば、報道によりますと、重症者の定義が国と東京都では違っていたとか、初めての経験ということで、対応策なども、国の判断と都道府県の判断が統一されていない面が多々ありました。首長の対応策などはそれぞれ異なる意見があり、まさに別の意味では、地方分権という様相を呈しています。

ウイルスに国境も県境もないわけで、できれば統一した判断基準が欲しいところで、そのような状況下において、小布施町のしっかりとした定義を伺います。

2点目、町内における重症者等のための病床数や療養先と宿泊先の確保はどのくらいでしょうか。また、町内だけでは充足されない場合に備え、町外の医療機関やホテルなどとの連携はどのようになっていますか。

3点目、入院や療養の費用負担はどのようになりますか。

4点目、家庭内や友人との会食での感染が増加しているようです。マスクをしても飲食ができる前かけマスク、あるいはフェイスシールドやマウスシールドの推奨や、町としての推奨、町としての一括購入・配布などの対応はどうでしょうか。

マスクの常用による皮膚障害を防ぐこともできますし、顔の表情が分かるというメリットもあります。デメリットは、マスク美人が減少するなんていう人もいますけれども、これはどうですかね。

それから、5点目ですね、感染後に回復したものの、倦怠感や息切れなどの後遺症に悩む患者が増えているとのこと。ちなみに、イタリアでは、退院者143人中9割近くに倦怠感などの後遺症が残ったとのこと。入院中だけでなく、退院後もリハビリなどの見守り体制づくりはどのように考えておられますか。

6点目、感染者や医療従事者への差別や偏見、誹謗中傷を防ぐための住民周知方法とその内容は何でしょうか。

大きな2番ですが、新型コロナウイルス感染流行下で、台風や大地震に襲われた場合、いわゆる複合災害になった場合の避難所について。

1点目、避難所の問題では、4月に内閣府や厚生労働省などから通知が出されているようです。3密回避のため、ソーシャルディスタンスを確保した場合の、それぞれの避難所の想

定収容人数はどのように変更になりましたか。

また、密集になる避難所では、段ボールベッドとパーティションが不可欠とか、備えは十分でしょうか。これらの備蓄費用は、地方創生臨時交付金が活用できると内閣府より通知されているようですが、いかがでしょうか。

2点目、避難所に行かない避難、すなわち車中泊、在宅避難、親戚や友人宅への分散避難、これら以外では、例えば徳島県の例では、民間企業の会議室、消防団の詰所等々を考慮した場合、事前に各世帯ごとのマイタイムライン（個別の時系列防災行動計画）の作成（要介護者はケアプランを含む）が必要と考えるが、いかがでしょうか。

3点目、多様な避難が発生した場合、誰がどこに避難しているのか、誰が行方不明なのかの把握が困難になります。それを避けるための方法として、秘密保持義務が法定されている民生児童委員が担当地域の住民のマイタイムラインを限定情報として把握しておくという考えはあるでしょうか。

○議長（関 悦子君） 益満健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 益満崇博君登壇〕

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） おはようございます。

私のほうからは、1つ目の感染者が発生した場合を想定しての6点についてのご質問に対し、順次ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染症の感染症状の程度の判断基準についてでございますが、厚生労働省、新型コロナウイルス感染症診療の手引きの重症度分類によりますと、軽症は、呼吸器症状がない、息切れはなく咳のみの状態とし、中等症は、息切れがあり肺炎の所見がある状態、または呼吸不全があり酸素投与が必要な状態としております。そして、重症につきましては、集中治療室に入室している、または人工呼吸器もしくは人工心肺装置（ECMO）による管理が必要な状態としております。

2つ目の町内における重症者等の病床数、療養先、宿泊先の確保、また町外医療機関やホテルとの連携についてのご質問でございますが、まず前提といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染者への対応につきましては県が行うこととなっておりまして、昨日や今朝の朝刊等でご承知のとおりとは思いますが、入院医療機関や軽症者、無症状者の療養のための宿泊施設の確保、施設運営や施設の軽症者等への対応についても県が行うこととなっております。

なお、県内感染状況を6段階で示す県独自の感染警戒レベルでレベル4に引き上げたとき

は、宿泊療養施設を確保することになっておりますが、基本的には、感染が判明した方は一旦医療機関に入院し、容体急変の危険性が低いと医師により判断された軽症者や無症状者につきましては、その宿泊療養施設に移ることとなっております。その施設は県職員が運営に当たり、看護師が常駐し、健康観察を行うなど対応することになります。

現時点で計画されている確保できる宿泊療養施設は、県内のホテル最大4か所で250人を受け入れることができるとされ、入院患者につきましては350人分の病床数を確保、うち重症者は48人を受け入れる態勢を整えることとし、これら感染者の症状に応じて適切な医療が受けられるように、県が調整することとなっております。

3点目の入院や療養の費用負担のご質問でございますが、感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律に基づく行政検査と言われる検査に当てはまる場合においては、PCR検査等の費用は保険適用となり、自己負担分についても全額公費負担となっていることから、ご本人につきましては無料で受けられます。

該当するのは、保健所が検査を委託する医療機関で検査が必要と判断された人、濃厚接触者に認定された人などが対象となります。一方、心配だから受けたいなどと自主的にPCR検査等を受ける場合については、自己負担というふうになります。

検査の結果、陽性が判明した場合は、医療機関での入院治療費や入院中の食費は、先ほど申しあげましたように保険適用となり、自己負担分については公費負担となります。また、宿泊療養施設での療養費も公費負担の対象となっております。

次に、前かけマスクやフェイスシールド等の推奨と活用についてのご質問でございますが、これらを町が一括購入し配布することについては、現在のところ、考えてはございません。フェイスシールドについては、十分ではございませんが、幾らか購入をしており、今後、町内での発生や近隣市町村でのさらなる感染拡大するような状況があり、密接な対面環境が生じるような場面において必要と思われる場合には、活用や配布をしていきたいと考えております。

続きまして、感染者の退院後の見守り体制づくりへの考えにつきまして、議員のおっしゃるように、これまでも退院後の後遺症に悩んでおられる方がいらっしゃったり、あるいは再感染や再発症したケースも報告されていることから、感染された方へのフォローについては必要と思っております。

退院後のフォロー体制につきましては、国による統一はされておらないということですが、県独自に、具体的には保健所が対応され、その方の退院後の健康観察を行っているとのこと

です。

最後に、感染者や医療従事者への差別や誹謗中傷などへの対応についてのご質問ですが、県において、新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷や差別的な扱いを受けた被害者への支援を行うため、新型コロナウイルス関連人権対策チームが設置され、みんなの人権110番などの相談窓口に加えて、新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口も開設されたところでございます。

誹謗中傷等に関する町への相談や事例があったときは、県に対し提供することとなっております。今後は、県と市町村が県内における誹謗中傷等の事例を共有し、警察や弁護士会、法務局と連携して対応するとともに、状況を踏まえた効果的な啓発、あるいは情報発信を強化してまいりますので、町としても広報や町報など、あらゆる広報媒体を通じて啓発を行ってまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、私のほうからは、大きな2つ目の質問、避難所における想定収容人数がどのように変更になっているか、また、備蓄に関しては十分かというようなご質問に対してお答えをしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染症の感染拡大により、議員ご指摘のとおり、内閣府や厚生労働省、また文科省を含めて、各関係省庁のほうからいろいろな通知が出ているんですけれども、令和2年4月1日付の避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についてという1日付の通知を皮切りに、災害時の避難所運営や新型コロナウイルス感染症への対応方法に係る指針を示した通知がもろもろ出ております。

通知の中では、主なところを抜粋しますと、災害発生時には避難者の検温等を行い、発熱や体調不良者には個室等を用意すること、また、避難所における家族ごとの占有するスペースというか、家族ごとのスペースをおおむね3メートル四方でつくりまして、また、それぞれの家族ごとのスペースを1メートル以上離すと、そういった避難所における社会的距離を十分に保つような工夫をすること、また、パーティション等を設置し、感染防止対策を行うこと、指定避難所以外にも車中泊や知人、親戚宅等への避難を推奨すること、また、指定避難所で収容し切れない場合には、学校施設の教室等なども含めまして緊急的な避難場所として開放する、そういった措置を講ずること、避難が長期化する場合には宿泊施設等の連携を

十分に取ること、指定避難所以外の場所に避難した避難所外避難者への支援に留意することなどが推奨されているような状況になっております。

これらの通知を踏まえまして、町でも指定避難所における収容人数の見直し等の対応を行っております。例えば現在、当町では、14の指定避難所と1つの福祉避難所、合計15の避難所を指定しておりますが、通常時においては、これは3.3平米で1人というような計算でやっているわけですが、合計約1,900人ほどの収容人数というものを想定してやっております。これは、地区の公会堂等は含まない数字になっておりますので、指定避難所だけでという形になります。

一方で、新型コロナウイルス感染症への対策を十分に行い、社会的距離を確保した場合の人数としては、おおむね、その6割程度の人数になるのかなというふうに計算をしております。そうすると、約1,150人の避難者定員というものを見込んでおる次第になります。

なお、千曲川だけでなく松川も含めて、これら2つの川が同時に、今お配りをしているようなハザードマップで示されている1000年に一度の氾濫というものが発生した場合に、町全体での避難者数を推計してみますと、これは3,000人を超える想定になっております。これは同時に氾濫をした場合で、千曲川のみであれば2,500人とか、それぐらいの数字になりますが、先ほど申し上げたとおり、避難所の収容可能人数は、こういった新型コロナウイルス感染症対策を踏まえない通常の場合であっても、3,000人を下回っているというような状況になっております。

未曾有の大災害が発生した場合には、感染症対策も大切ではあるんですが、それよりも、ちゅうちょなく最大収容可能人数を優先した避難者の受入れが必要であるというふうに考えておりますので、このあたりは、災害の規模や状況を踏まえまして、町として臨機応変に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、避難の長期化を想定しますと、感染症対策に加えまして、いわゆる生活環境の整備という意味でも、パーティションや簡易ベッド、毛布等の備蓄強化が必須というふうになると考えております。現状、町でのパーティションの備蓄数は、非常に恥ずかしい部分もあるんですが、段ボール製を含めて17セット、また段ボールベッドは9セット、毛布は備蓄強化してまいりまして、712枚という枚数を備蓄としておりますが、昨今頻発する災害の発生状況を踏まえますと、備蓄量としては十分ではないというふうに認識をしております。

これらの備蓄強化に関しましては、国の地方創生臨時交付金、第2次補正も活用させていただきながら、実施をさせていただきたいというふうに考えておりまして、今、具体的な枚

数は行政の内部で検討させていただいておりまして、また内容をお示しして、ご審議をいただきたいというふうに考えております。

一方で、備蓄量に関しては、備蓄をし過ぎることはないということで、どんどん増えてしまう傾向にあると思うんですが、毛布も含めまして、やはり避難所にご自身で持ってきていただくということも非常に重要だというふうに考えておりますので、災害が想定される場合には、台風19号の際にもそういった発信を行いました、毛布等のご持参いただくような呼びかけも行っておりたいというふうに考えております。

これが、まず1点目の収容人数、また備蓄に関する答弁となります。

続きまして、2番目としまして、避難所に行かない避難などを考えると、マイタイムラインの作成が必要だというふうに考えるがいかがかというようなご質問に対して、ご答弁をさせていただきます。

まず、渡辺議員ご質問いただきましたマイタイムラインにつきましては、まずちょっとその定義から、簡単にご説明を申し上げる必要があるかなと思いますが、これは主に台風等による水害を想定しまして、特に事前想定ができるような災害を想定して、個人または世帯ごとに作成する避難行動計画のことを指す、そういった定義となっております。避難行動を事前に家族で検討しておくことで、逃げる際のスムーズな避難というものを実現して、逃げ遅れゼロを目指すものとなっております。

これに関しましては、平成27年9月に発生した関東東北豪雨による被害を踏まえまして、鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会というものが設置されまして、そこで検討・作成に取り組み、つまり5年ぐらい前のそういった災害をきっかけにこういった検討が始まりまして、特に昨年の台風19号災害などを経て、現在、国や長野県がその普及に積極的に取り組んでいる、そういったものになります。

小布施町でも、マイタイムラインの普及というものは、災害時に住民行動に非常に貢献するというような認識を持っておりまして、この普及に向けて、独自の取組を進めようとしているところになります。

なお、横文字が分かりづらいという住民からのご指摘が、7月10日に自治会長さんの会議をやりまして、そういったところでも出まして、小布施町ではマイタイムラインのことを「わが家の避難計画」という名称で実施をさせていただいておりますので、以後は、その名称を利用して答弁させていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、1000年に一度の豪雨による災害被害を想定した場合、公的な避難

所の受入れ可能人数だけでは対応が難しい状況があります。また、在宅と比較した場合、集団で避難して滞在していただく指定避難所の環境というものは、避難された方への心身への負担が非常に大きいというふうに考えております。

住民の皆様には、可能な限り共助の力を発揮いただきまして、わが家の避難計画の策定の際にも、親戚や友人宅等への避難というものも、ぜひ積極的に検討いただくことをお願いしてまいりたいというふうに考えております。

そのような中で、各世帯の想定避難場所を事前に把握することは、災害時の逃げ遅れの把握や事前の避難所想定に役立つものと考えておりまして、全ての世帯にわが家の避難計画を策定いただくことは、その一つの手段として、非常に有効なものだというふうに考えております。

ただ、一斉にこれを実施しようと思うと、なかなか難しい部分もありますので、今年度は、令和元年台風19号災害で被災しました大島・飯田・山王島自治会に、林・押羽・北岡・羽場自治会を加えた7自治会を防災上の重点地区としまして、通常の防災訓練ではなく、水害を想定した防災訓練に取り組んでいただくことになっております。

今後、9月19日の飯田自治会を皮切りに、9月、10月にかけて、自治会ごとに自治会幹部と組長の皆様にご出席いただきまして、支え合いマップの見直しと併せて、このわが家の避難計画の作成に取り組んでいただく予定になっております。支え合いマップの見直しと併せて実施することで、災害時に避難を必要とする高齢者の世帯などにつきまして、支援者が避難計画の一つとして、その支援方法や時期を盛り込んでいただくことを目指しております。

参加対象者についてですが、当初は、実は全世帯に参加していただくということで考えていたわけなんです、コロナの関係もありまして、人数を減らして実施する形を取るということで、出席いただかない世帯にも、こういった作成マニュアルのようなものを配布させていただきまして、それぞれの家庭で災害に備えていただくようお願いをしてまいりたいと考えております。

2点目に関しては以上となります。

最後、3点目、各世帯の避難場所を把握するために、民生児童委員さんの皆さんに、そういった住民のタイムラインを限定情報として把握していただくことはどうかというようなご質問になりますが、先ほど申し上げたとおり、こういった各世帯が想定している避難場所等を各自治会等で把握していただくことは、共助の力を高める上でも非常に重要だと考えておりますが、民生児童委員を含めまして、他者への共有を前提として、それぞれの家庭が避難

計画を策定した場合には、住民の皆さんが個人情報の共有を避けて、必要な情報が計画に盛り込まれなくなってしまう可能性というものもあるというふうに考えております。

例えば、非常に個人的なことをマイタイムライン、わが家の避難計画には書くこともありまして、1階にある金庫を2階に上げるとか、そういったような個人情報も含めて、かなりいろんな情報が盛り込まれる可能性があります。

そういった複数の自治会を担当する民生児童委員に関しましては、災害時には要支援者への対応に回っていただく必要もありまして、地区住民全体の避難情報の共有というものを行う場合には、やはり自治会や隣組を基本単位として、地区の共助の力を生かしていただきたいというふうに考えております。

例えば、いろいろな要素があるわが家の避難計画のうち、各世帯の避難想定場所のみ、例えば親戚宅に逃げます、もしくは公的避難所に逃げますというその部分のみ、許可をいただいた世帯から隣組ごとで情報収集させていただいて、自治会、または具体的な方法を、そういったことを情報収集させていただくようなことも検討しまして、具体的な収集方法を検討していきたいというふうに考えております。

長くなりましたが、私のほうからは以上となります。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、二、三、再質問しますが、1点目は、自主的にPCR検査を受ける場合とありますが、場所と自己負担額ですね、それを伺います。

2点目としてですが、避難した人が感染している場合、その感染者の別室をどのように考えているか。

3点目は、パーティションの高さですね。150センチぐらいないと、飛沫の防止にならないようなことを報道で聞いていますけれども、小布施町ではどのぐらいの高さなのか。

4点目として、これはちょっと言葉の使い方かもしれませんが、共助というのは、いわゆる、正確には私は互助だと思っているんですが、互助と共助とあって、両方含めた大きい意味での共助、狭い意味での互助と共助とか、そのあたりの認識ですね、行政としての認識はどうか。

その4点をお願いします。

○議長（関 悦子君） 益満健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、すみません、PCR検査等の費用につきまして、大変恐縮でございますが、

正確なちょっと数字をお答えできません、申し訳ございません。

あと、PCR検査の接種場所といいますか、検査場所ということでしょうか。こちらについては、長野県、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、保健所のほうで調整しまして、ご案内いただくようになりますけれども、町内におきますと、長野市内の検査、指定された検査センター、医療機関のほうに行ってください、受けていただくということになってございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 渡辺議員、再質問いただきました、3点ですかね、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目、避難者の中で、もし感染者、または濃厚接触者の方、そういった方がいた場合に、どういうふうに対応するのかというようなご質問だったかと思いますが、こちらに関しては町でも検討しておりまして、通知としても、こういった避難された中で感染されている方がいた場合の対応方法みたいなことは、厚生労働省含め、いろいろなところから通知が出ておりまして、そういったことに従って対応したいというふうに考えております。

具体的には、当日の状況にもよるわけなんですけれども、まずは入口のところで検温させていただくというのは先ほど申し上げたとおりですが、そこで少し問診に近いような形で、例えば、そういった感染、濃厚接触、そういったところはないのかというようなことも質問させていただきます。もしそこで、実は今、自宅待機の状況にあるというような話をいただいた場合には、いわゆるゾーニングといいまして、そういった感染が疑われる方に滞在いただくような個室のエリアというものを、避難所の中、もしくはテントのようなものを用意して実施をすると。

ただ、大雨の災害ということを想定すると、外というのはなかなか考えにくいかなというふうに思っておりますので、しっかりとした個室というかパーティション、そういったものを用意しまして、エリアを分けて、そういった場所に滞在をいただくということを、現時点では私たちのほうで考えております。

また、2点目に関しましては、飛沫の防止を考えると、大体150センチほどの高さがないと難しいのではないかと、町としてはどのくらいの高さを考えているのかというご質問だったかと思いますが、現状、町のほうで、物資として備蓄を予定しております段ボール製のパーティションもそうですし、また再利用可能な、いわゆるキャンプ用品のような、そういっ

た個室、個室になり切らないんですけれども、一部天井がないというか、のぞけるような形になっているようなパーティション、すぐに設置できるパーティションもありまして、そういったものに関しては、おおむね高さとしては150から200、そういったところを想定しております。ですので、こちらに関しても、ご心配いただいたところについては、しっかりと対応できるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後、3点目の共助と互助、そういったところに関して、どういう認識を持っているかというようなご質問だったと思いますが、これは基本的には、自助・共助・公助という3つの助の中で、やはり、まずは各家庭、各個人で事前の想定というものをしっかりしていただいて、その中で避難行動、そのほか取っていただくと。これが基本になってくるかなというふうに思っております。

ただ、一方で、先ほど申し上げたとおり、例えば避難にサポートが必要なおひとり住まいの高齢者の方であるとか、そういった方には、やはり共助、互助も含めた広い意味での共助だと思うんですけれども、地区の中で、例えば知り合いの方同士で助け合っていて、避難所まで連れてきていただくだったりとか、そういったことをできる限り、町としては進めていきたいと。

というのも、台風19号の際に、町役場としても非常に緊急対応が求められる中で、迎えに来てくれとか、そういった電話が非常にたくさんありました。これ、いざというときには、もちろん町としても、そういった対応をちゅうちょなく取りたいというふうに考えておりますが、なかなか緊急時に、そういった電話で対応が全て行えるかというと、なかなか公助が難しい部分もありますので、まずはその前の段階で、地域の中、または知り合い同士の中で助け合っていただくようなことをまずは推進したい。そういったことで、今回のわが家の避難計画の策定に動き出していることになりますので、そういった認識でやらせていただいていることだけ答弁させていただきます。

以上となります。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2点目に移ります。

世界首長誓約／日本に署名したことによる行政と町民に及ぼす影響について。

8月20日、小布施町が地球温暖化対策の国際的な枠組み、パリ協定に貢献することを表明する世界首長誓約／日本へ署名したことをについて伺います。

ちなみに、パリ協定というのは、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より

十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、適応能力を向上させること、資金の流れを低排出で気候に強靱な発展に向けた道筋に適合させること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的としています。

1点目、署名の意図とその後の予定政策は。

2点目、持続可能なエネルギーの利用推進などを盛り込んだ3項目の行動計画とはどのようなものですか。また、本年度新設の総合政策推進室など、行政に及ぼす影響はどのようなものでしょうか。

3点目、町民生活に及ぼす影響はどのようなものか、具体的にお願いします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、こんにちは。傍聴の皆さん、ありがとうございます。

ただいまの渡辺議員のご質問に対してお答えを申し上げます。

昨年の台風19号災害の発生により、小布施町も大きな被害を受けました。台風19号災害前後、今年になってからもそうでありますけれども、全国で大規模な災害が発生しており、いわゆる100年に一度の災害が毎年、日本各地で発生するような状況が続いております。

このような災害発生の背景には、これは議員もご案内のとおり、地球規模で進む気候変動の影響があるというふうに言われており、特に日本の海域における水温上昇の影響が指摘されております。台風19号災害発生後には、農業に従事されている皆さんをはじめ多くの町民の皆さんから、町の気候変化に対する不安の声もお聞きしているところであります。

そんな中、小布施町では、昨年から環境省の仲介によりまして、名古屋大学に日本事務局が置かれているEU主導の世界都市間連携プロジェクト、IUCプロジェクトというふうに呼ばれてはいますが、これに参加させていただき、EUの環境先進都市であるフィンランド・トゥルク市とお隣の長野市とともに、環境分野における情報交換を行ってまいりました。昨年11月には、実際に私どもの職員が、トゥルク市やEUの本拠地であるベルギーのブリュッセルに訪問をさせていただき、環境分野における先進的な取組について学び、EU諸都市の問題意識の高さ、これがすごく高いものだなというふうに改めて感じさせていただいたところであります。

このような町民の皆さんの声やEUの環境先進都市における学びに加え、第6次小布施町総合計画の策定時に開催した住民ワークショップにおけるご意見などを踏まえて、環境や防災に関わる取組をより推進する体制づくり、これを非常に強く感じたわけであります。そし

て、今年度より総務課内に総合政策推進室を設置し、準備を進めてきたところであります。

先ほど小林議員からも、台風災害の備えということで、常に検証と、それから見直しをなさйтеというご指摘ございましたけれども、それと同時に、その源ともなる環境についても十分に配慮していきたいということでございます。

世界首長誓約については、IUCプロジェクトと同じ名古屋大学に日本事務局が置かれており、IUCプロジェクトへの参加を通じて、その存在や目的を知ったわけであります。世界首長誓約は、現時点で環境に対する先進的な取組を行っているかどうかという、そういう点はまだ問われてはいません。まだ小布施町は行っておりませんので。

まずは、自治体の首長が環境政策に取り組む姿勢を示すことに重点を置き、具体的な計画策定に向けて、2年間の猶予が設けられているところであります。また、その2年間については、日本事務局、名古屋大学でありますけれども、様々な技術的な支援を受けられるメリットもあるわけであります。

このような背景の下、専門家の知見を生かしながら、環境政策に取り組むための具体的な議論を早急にスタートし、自治体として、地球環境の保全に向けた責任ある取組を推進するために今回署名をさせていただいたと、こういうことでございます。

次、2番目と3番目ということになるんでしょうかね、世界首長誓約では3つ、目的、行動指針がありますけれども、これもご案内かと思っておりますけれども、1つ目に、持続可能なエネルギー、エネルギーの地産地消を推進すること、2つ目として、2030年の温室効果ガス排出量は国の削減目標以上の削減を目指すこと、そして3つ目、気候変動の影響などに適応し、強靱な地域づくりを目指すことの3点について誓約することが求められております。

署名後2年以内に、これらの3項目に関する具体的な目標を設定し、温室効果ガス排出量などの状況や具体的な目標達成方策などを記述した気候エネルギー行動計画を策定いたし、策定後は2年ごとに進捗状況を報告することになっております。

現時点では、行動計画は作成してありません。今後、温室効果ガス排出量の現状分析などを含め、具体的な目標設定や達成に向けた取組案をまとめてまいりたいと考えております。

また、行政による影響ということでございますけれども、これまで環境政策については、一般廃棄物に関わることは健康福祉課、再生可能エネルギーの推進については企画政策課、公共政策管理については財務課、観光教育に係る部分についていえば教育委員会というふうに、領域ごとに担当課が別々にやってまいりました。総合政策推進室が環境分野を横軸でつなぐことで、組織全体で取り組む素地をつくってまいりたいと考えております。

町民の皆様に対する生活に及ぼす影響ということでございますけれども、今後の目標設定の在り方にもよりまして、町役場はもちろん、各事業者やご家庭の皆様に省エネをお願いしたり、廃棄物削減に向けた取組をお願いしていくことを想定しております。特に、事業者の方や家庭の皆さんと協働する部分については、一方的なお願いではなく、取組の具体策について意見交換の場をつくりながら、一緒に検討を進める体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

ですから、町民生活に与える影響というのは、これまでも何回かお願いをしてきた、ごみを減らしましょうとか、そういう一般的なことなんですけれども、それよりももう少し具体的にお願いをしたり、協働させていただきたいと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

会議の途中ではありますが、ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（関 悦子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 一 広 君

○議長（関 悦子君） 順次質問を許可いたします。

7 番、小林一広議員。

〔7 番 小林一広君登壇〕

○7 番（小林一広君） それでは、通告に基づきまして、2 問質問させていただきます。

まず、午前中の小林正子議員の質問にちょっと準ずるところあるんですけれども、千曲川左岸堤防のかさ上げについてということでお聞きしたいと思います。

令和元年台風19号被害における千曲川左岸の堤防決壊の復旧により、小布施橋から長野市村山にかけて、堤防がかさ上げされる計画があるというふうにお聞きしております。それに

ついてお聞きします。

昨年10月12日の台風19号により、長野市穂保地籍の堤防が決壊し、未曾有の被害が長野市穂保・長沼地区、小布施地籍にも受けてしまいました。今回の復旧計画に、小布施橋から村山にかけての堤防を県道化し、令和9年までに車両を通行できるようにするとのことです。

この計画により、結果、70センチほどの堤防のかさ上げがされるとのことですが、堤防の補強は一部だけ補強しても、補強していない箇所新たな危険が生じることも考えられます。かさ上げが予定されていない小布施地籍である千曲川左岸の小布施橋から浅川排水機場までの間、また、小布施町側の千曲川右岸堤防に影響が心配されます。

今後、かさ上げにより、小布施側の被害が増大する可能性はないのかお聞きいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 小林一広議員のご質問にお答えを申し上げます。

令和元年東日本台風、台風19号の被害を受け、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所へ治水対策の要望を行ってまいりました。

小林正子議員の一般質問でお答えしましたように、小布施地籍における千曲川堤防は完成堤防であります。信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの目標で、令和元年東日本台風洪水における千曲川本川からの越水等による家屋部の浸水被害を防止するため、千曲川河川事務所から堤防の余裕高を確保する計画があると説明を受けております。この余裕高は約40センチであり、右岸、左岸とも実施されることとなっております。

議員ご指摘のとおり、千曲川左岸の長野市村山からクリーンピア千曲の東側まで、県道村山豊野停車場線の整備が計画されています。今年6月に大島公会堂において、計画概要説明会が県主催で行われました。概要説明では、村山橋から長野市、小布施町境まで千曲川左岸堤防上を通り、長野市境からクリーンピア千曲の東側を通って主要地方道豊野南志賀公園線へ接続する計画であります。詳細につきましては、これから検討すると説明がありました。

堤防上に県道を造ることから、先ほど説明しました堤防の余裕高約40センチの上に県道路盤30センチほどが乗ることから、合わせて70センチほど、現在の堤防より高くなる見込みと聞いております。

議員が懸念されている千曲川左岸の小布施橋から浅川排水機場までの間、小布施町側、千曲川右岸堤防のかさ上げは、先ほど申し上げましたように、余裕高40センチのかさ上げが行われることになります。

隣接の長野市、須坂市においても同様に、堤防高の差による不安の声が住民から出ております。長野市、須坂市と情報を共有し、両市と連携をしながら、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの目標であります令和元年東日本台風洪水における千曲川本川からの越水等による家屋部の浸水を防止する治水対策が推進されますよう、引き続き国・県に要望をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） 長野市、須坂市、また両市と情報を共有し、連携を取っていくということでございます。

この問題は、私、長沼の知人が国土交通省千曲川河川事務所の説明を受けたという報告の中でお聞きした内容でございます。今後恐らく、また事業経過報告等、千曲川河川事務所のほうからあると思います。長沼・赤沼地区に説明会があると思います。また、そういった説明会があるという情報は得ているのでしょうか。

また、あるとすれば、やはり被害を受けたのは長野市側だけじゃないということが事実です。小布施町も当然受けているので、そういった説明には、小布施町側としても参加して情報を得たほうがいいと思いますので、ご見解をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 小林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

長野地籍での、それぞれの地区での説明会の開催状況、今後について把握しているかということでございますが、新聞報道等でその内容等については、開催がされている状況については把握をしております。

しかしながら、今後いつやるかということについては、ちょっと把握し切れていない部分がありますので、その部分につきましては、千曲川河川事務所のほうに確認をしながら、情報を入手していきたいというふうに考えております。

また、説明会の内容につきましては、基本的には、国の事業として行います堤防のかさ上げ、余裕高の整備の方法等についての説明というふうに把握をしております。県道の関係につきましては、県が同席した際に説明会等が行われるかと思っておりますので、県道の事業実施をします長野建設事務所のほうに、その関係につきましては、どのような形で説明等を行っているか把握するような形を取りたいかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

この12月に予定されている町長選についてということでございます。

今年は、1月の須坂市長選から始まり、近隣では、11月に高山村長選、中野市長選があります。12月には当町、小布施町長選が行われます。

市村町長は4期16年と、平成17年から小布施町、小布施町民のために全身全霊で職務に専念されてこられました。つつむ、つなぐ、つくるのスローガンの下、数々の施策を実行し、実績を積み上げてきました。卓越した発想で、小布施町をハードからソフトのイメージに変えられたと考えております。

この16年間、喜怒哀楽とともに、いろいろなことがあったのではないかと推し量ります。首長として言えないことは多々あったのではないかとお察しいたします。また、ここ数か月の間に、あまりにもいろいろな出来事があり過ぎたと思います。

昨年の台風19号の未曾有の出来事、年が明けると、世界を脅威に陥れている新型コロナウイルス感染症対応、今までのビジネススタイル、秩序さえも変えてしまいました。春には、職員の突然で悲しい別れという出来事がありました。人は生きていく中で、まして重責を担う方には、いろいろな出来事があると思います。

町民の皆さんも、それぞれの立場、環境で、いろいろな場面、出来事に遭遇しております。しかしながら、町民の方、また人々は、全てを乗り越え、前に進んでおります。

2020年、今年度から、総合計画と総合戦略を一体とした第6次総合計画がスタートしました。また、この8月には、パリ協定に貢献すべく、世界首長誓約／日本に署名されました。県内では、高山村、松本市に次いで3番目の参加となります。

ほかにも、町長の頭の中には、まだまだ私たちが思いつかないようなアイデア、計画があるのではないかと想像します。新しいステージで、この小布施町民1万1,000人のために、暮らしやすい住民生活を守り、維持し、創造していかなければなりません。今日まで、大きな重い決断をしてこられたと思います。

つきましては、この12月の町長選に対するお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（関悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、大変お疲れさまです。傍聴の皆さんも長時間ありがとうございます。

ただいまの小林議員の、この16年、そしてこれから、さらには私の進退ということについ

てのご質問にお答えを申し上げます。

4期16年を振り返ってとのことでありましたけれども、まずは、16年という長きにわたって、議員各位、そして、議員各位はじめ町民の皆さんには、私に多くのご指導、ご鞭撻を賜りながら、ご一緒にまちづくりをお進めいただきましたことに、心より御礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

この16年間、私はまちづくりの旗印として、協働と交流のまちづくりということを掲げさせていただき、繰り返しになりますけれども、町民の皆さんとご一緒に、そのほうを進めさせていただいてきました。

町民の皆さんの協働してくださるお力の強さ、様々な地域の皆さんと交流をしてくださるお力の高さ、すなわち町民力の高さによって、協働と交流のまちづくりをある程度進めさせていただくことができたと思っておりますし、様々な新しい価値や魅力や仕組みを町民の皆さんにおつくりいただいたと思っております。

協働ということで申し上げます、町民の皆さんはもとより、町内企業の皆さん、大学、あるいは専門家の先生方、そして学生さんたち、さらには町外の優良にして志の高い企業の皆さんとの協働が、それぞれ大きく進んでいると感じております。

特に近年は、町内外の若い皆さんによるまちづくりが多様な形で進められていることは、大変心強いことだと感じております。そして、そのような若い人たちの動きが、町外の若い皆さんにも共感され、この町が多くの若い皆さんに関心を持たれ始めていることにも、将来を思えばうれしいことであります。

一方の交流も、町民の皆さんが、この町にご来訪くださるお客様を、単なる観光のお客さんとしてではなく、もう少し深いところでのつながりをつくってくださっていることで、若い方から年配の方まで、いろんな層の来訪者の皆さんに、この町は好感を持っておいでいただいていると感じます。さらには、この町に関わっていただいていると強く感じております。大変ありがたいことだというふうに思っております。

そのような状況下でございましたけれども、昨年10月の台風19号災害に続く新型コロナ禍は、町に大きな打撃を与えております。今回も多くの議員からご質問いただいているところですが、感染防止は、町内の病院や診療所の先生方のご指導の下、万全を期しているところではありますけれども、近隣市町でも発症が確認されており、予断を許しません。発症が認められた場合は、初動を的確にしたいと思っております。

あわせて、町経済に与えている影響も非常に大きく、商工会や金融機関、さらには事業者

の皆さんともよくご相談しながら、対策を講じてまいります。それぞれについての詳細は、担当課長からお話をさせていただきます。

次に、次の世代の小布施はどうだ、次の時代の小布施はいかがかということでもありますけれども、現在のコロナ禍が、今後、コロナとともにウィズコロナになるのか、コロナ後、アフターコロナ、ポストコロナになるのか全く分かりませんが、皆さんが願っているように、私も一刻も早い終息を望むところでございます。

このコロナに押されるような形で、日本も世界も急速な変化を余儀なくされております。小布施町も例外ではありません。大きな変化、先の見えにくい時代にあって、小布施町にとって、一つの方向性として大きな羅針盤になるのが、議員からもご質問がありました、昨年度制定して議会でもお認めをいただいた第6次総合計画があると思っております。

人口のデータや町民アンケートなどを基に、町の将来像、4つの基本理念、6つの基本計画を、審議会、専門部会やワークショップなどを通じて、多くの町民の皆さんのお声を反映しつつ、主として、若い町職員や外部の若い方がまとめ役となり、策定したものであります。次の時代を担う若い方々がまとめてくださったところに、意義と価値と実現性を私は強く感じております。第5次計画よりさらに具体的で、この町の持つ課題を鮮明にしながら、中身の濃いものになっていると思っております。

例えば、先ほども渡辺議員の質問の中でお答え申しましたけれども、例えば防災、環境、次世代インフラなどを具体的に数値化して見直し、実践する体制をつくっていく総合政策推進室であります。

あるいは、SDGsを念頭に置いた環境先進都市を具体的に目指す、これまでにない形での産業を誘致する、地域循環共生社会の実現、さらにはダイバーシティ教育の充実などなど、小さな町ではハードルの高い面もありますけれども、町として強い意志を持ち、町民の皆さんと共有して、一つずつチャレンジして実現していくことで、次の小布施が見えてくるのではないかというふうに強く思っているところであります。

議員各位におかれましても、共有・協働いただくとともに遂行度をチェックしていただきたいと、こんなふうに考えているところであります。

最後に、私の進退であります。現在9月議会中であり、併せて町政懇談会のさなかでもあります。コロナ禍で、後援会の皆さんともお話ができていない状況でもありますので、もうしばらく時間的に猶予をくださいますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（関 悦子君） 続いて、6番、福島浩洋議員。

〔6番 福島浩洋君登壇〕

○6番（福島浩洋君） 通告に従いまして、1問3項目の質問をいたします。

まず、災害に向けての行政のタイムラインと町民一人一人のマイタイムラインについて。

昨年10月の台風19号来襲では、多くの町民が多大な被害を受けました。いまだに災害復旧業務にご尽力をいただいている皆様、また、新たな災害と言える新型コロナウイルス感染症対策に従事していただいている皆様にも感謝を申し上げます。

本年も、熊本県ほか各地で、線状降水帯による大雨の災害による人命及び家屋等に多大な被害が発生しております。今後予想される台風来襲において、人命を守るため、タイムライン（時系列防災行動計画）の必要性がうたわれてまいりました。特に、住民が自ら作るタイムラインの必要性が全国的に言われるようになりました。

マイタイムラインとは、これから起きるかもしれない巨大台風や豪雨による水害、または土砂崩壊の災害などのいざというときに慌てることがないように、避難に備えた行動を、家族構成や地域の自治体に合わせて、一人一人があらかじめ決めておくこととなっております。さらに、作成シートと防災マップを用意して、決められた避難場所への行動手順をいつも周知しておくことが必要とのことです。

タイムラインの町民への周知と作成について質問いたします。

先ほど、渡辺議員の質問と重なりますが、3項目の質問をいたします。

1、昨年の台風19号災害時において、千曲川沿岸付近の各自治会、西部・北部等7自治会の方々は、ハザードマップとタイムラインの理解は、避難時の際にどの程度だったと考えていましたか。

（2）タイムラインという言葉は新しい横文字であるため、町民の皆様は、まだ聞き慣れなく、分からない方もおられます。現在の町の行政タイムラインと町民一人一人のマイタイムラインの周知については、どの程度かをお聞きします。

3、今後、自分自身の命を守るための喫緊に必要なと思われる町のタイムラインの周知と町民一人一人が作成しなければならないマイタイムラインの必要性は、全町民の皆さんへはどのように進めていくのか、お聞かせください。

○議長（関 悦子君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、ご質問いただきましたタイムラインとマイタイムラインについてということで答弁をさせていただけたらと思います。

まず、台風19号災害の発生時に、千曲川沿岸付近の北部・西部の7自治会のハザードマップとタイムラインの理解はどの程度だったかと考えるかというご質問に関してですが、まず、千曲川沿岸付近の7自治会の皆さんのハザードマップに対する認知状況についてお答えをします。

町では平成29年3月に、小布施町千曲川洪水ハザードマップをその前のバージョンから改訂しまして、1000年に一度の降水量を想定した浸水想定区域図を掲載したハザードマップを全戸に配布させていただいております。

台風19号災害の発生後、令和2年1月に全戸を対象に実施をした被害に関するアンケート調査、こちらに関しては、長野高専さんたちにもご協力をいただきながら実施をしましたが、この調査によりますと、千曲川洪水ハザードマップにつきまして、「内容をよく理解している」というのは全町で11.4%、また、「内容を大体理解している」は36.4%ということで、全町でいいますと、回答者の約半数が内容を理解しているというような結果となっております。

これを7自治会に限定しますと、おおむねどの自治会も50%から60%程度の理解状況、認知状況というふうになっておりまして、北岡・押羽・羽場の3地区のみ60%を超えておるとい状況になっております。

次に、警戒レベルごとの町や関係機関等の防災行動を整理したタイムライン、こちら、タイムラインという英語自体は、いろいろな意味があるんですが、防災上で利用する場合には、いわゆる町の防災行動計画ということで実施をさせていただいておりますが、このタイムラインに関する認知度につきましては、前回実施しましたアンケート調査等では質問をしておりませんで、実態は正確には把握できておりませんが、基本的に、町組織の行動計画という側面が強いことから、これまで住民への広報は十分に行っておらず、台風19号災害発生時においては、ほとんどの住民の方が、こういった町に防災計画というものがある、タイムライ

ンがあるということに関しては、十分な事前理解はなかったというふうに考えております。

そういった現状を踏まえまして、町では、松川の浸水想定区域を新たに加えました千曲川・松川洪水ハザードマップというものを現在策定をしております、10月中には全戸配布で町民の皆様にお届けできる予定になります。

また、千曲川の立ケ花水位観測所における避難判断水位が、実は9月1日に変更になっております。これは、もともと避難指示を出す水位が9.6メートルという水位だったものが、これが9.2メートルになるということで、より早め早めの避難判断を呼びかけるようにという、千曲川河川事務所からのそういった中で変更しております。

これを受けて、町のタイムラインにつきましても、特に住民の避難行動に直結する警戒レベルとその基準水位に関する概要を中心に、町報などを通じて、改めて町民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。

また、家庭ごとの避難行動計画であるマイタイムラインにつきましては、渡辺議員への答弁の中で述べさせていただきましたが、「わが家の避難計画」という名称で、千曲川沿岸7自治会を中心に取組を進めております。7自治会以外につきましても、わが家の避難計画の作成マニュアル等を作成し、配布しまして、全戸に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは以上になります。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） 再質問、3項目ほど質問いたします。

具体的に、松川で想定される岩石や土砂、流木を伴って急激にかかってくる氾濫についての一人一人のマイタイムラインの在り方については、どのように進めていくかをお聞かせください。

2つ目として、行政タイムラインの一つとして、松川の堤防の安全・安心性についての見解をお聞きいたします。これは、特に国・県との協議が必要だと思いますが、お聞かせください。

それから、3番目として、聞き慣れないタイムライン、マイタイムラインという言葉の進め方について、ぜひ町民の皆様に分かりやすく説明と周知をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 大宮課長。

○総務課長（大宮 透君） ご質問ありがとうございます。

3点ほどいただきましたので、まず1つ目からお答えさせていただきます。

まず、松川で想定される岩石等の氾濫、そういったものに関してのマイタイムラインをどういうふうに考えるのかというようなご質問だったと思いますが、こちらに関しましては、やはり、こういったわが家の避難計画というものを、それぞれの地区の実情に合わせて作っていくということが重要であるというふうに考えておりまして、例えば今回、7自治会を先に実施をさせていただいたのは、昨年の台風19号災害を踏まえて、やはり千曲川の災害に対する何らかの対策、そういったものを早急に取り組む必要性を感じているところから、まずはそういったところを重点地区とさせていただきまして、実施をさせていただいたというところになります。

この重点地区なんですけれども、3か年で全ての自治会を回るような形で、今後実施をしていきたいというふうに考えておりまして、次年度は、栗ガ丘、また千両を含め、松川沿いの堤防沿いに立地をされているような住宅の自治会の皆様に、こういったわが家の避難計画という手法がいいのかどうかというのは、これから検討してまいるところではあるんですけれども、いわゆる避難計画に関する直接的な講習というものを重点的に取り組んでまいるところを考えております。

また、松川のタイムラインに関しては、松川のそういった避難計画に関しては、千曲川とは、また全然状況が異なってくるというところもありますので、これは建設事務所さんとも相談させていただきながら、どういった項目を事前に各家庭で検討いただく必要があるのかということをも検討しまして、次年度、重点地区として、各自治会を回らせていただきたいというふうに考えております。

続いて、松川の堤防の安全・安心、安全性、そういった部分に関しましては、もし私のほうから足りなければ、また追加で答弁をさせていただけたらと思いますが、現在、須坂建設事務所のほうと定期的に意見交換をしながら、今年度、松川の浸水想定区域が出ているということもありまして、定期的に意見交換をさせていただきまして、松川の河道の掘削に関する意見交換であったり、そういった土砂の撤去、また上流部における砂防の堰堤に関する意見交換、そういったところに取り組んでまいっております。

まだ、確定的なことに関しては、ご回答いただけていない部分もあるんですけれども、当然、昨年の災害を踏まえて、しっかりと松川の災害対策に資するようなハードの整備も含めて、積極的にご検討いただいている状況になりますので、こちらに関しては、計画が決まり次第、またお伝えできればというふうに思っております。

また、最後に、マイタイムライン、横文字で非常に分かりづらい中で、分かりやすいように発信をしてほしいというところかなと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、やはり同じようなご意見を既にいただいております、横文字ではなく、「わが家の避難計画」という名称で、町の中で情報発信をさせていただいているところになります。

ただ、国全体の計画としては、やはりマイタイムラインというふうに、そういった呼び名で統一されていますので、逆にマイタイムラインと言われると分からないという状況になってしまうと、それもそれで困るなというふうに思っております。ですので、「わが家の避難計画（マイタイムライン）」という形で、全ての資料を統一させていただいているような状況になります。

隣接する自治体ですと、なかなかワークショップの機会というようなことは、コロナということもあって持てておらず、どちらかというとホームページで掲載をして、各世帯で作ってくださいというような形にはなっているんですけども、できれば小布施町は、各自治会のほうにお邪魔をして、しっかりと説明をした上で、この有効性、また意味も含めてお伝えしながら、作成をお願いしたいというふうに考えておりますので、できる限り自治会の状況に応じた、きめ細かい情報発信と共有に努めてまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは以上になります。

○6番（福島浩洋君） 質問を終わります。

○議長（関悦子君） 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（関悦子君） 続いて、8番、小西和実議員。

〔8番 小西和実君登壇〕

○8番（小西和実君） それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

日本の今年4月・6月期、第1四半期のGDP、国内総生産は、年初の換算率で前年比27.8%という過去最大となるマイナスの速報値が出されていましたが、新型コロナウイルス感染拡大で、企業の設備投資の急減や内需の柱である個人消費の低迷により、改定値では前年比28.1%と、さらに大きな落ち込みとなりました。これは、2008年から始まったリーマンショックを超える落ち込みであり、日本だけではなく世界全体で大きな影響が発生しており

ます。

政府が目指す国内の内需主導の景気回復は当面見込めません。これは、当町の置かれている外部環境としても当然同じであります。

小布施町においては、去年の台風19号発生により生じたスマートインターや新幹線の冠水などの物理的な被害やマスコミ報道によるイメージダウンなどもあり、昨年10月から既に、町内の観光向け小売業、宿泊業、飲食業などにも大きく影響が出ておりました。そんな中で、消費は例年と比べて大きく落ち込んだ秋でしたが、冬を越して春から巻き返しを図りたいと考えていた町内の事業者の方は、たくさんいらっしゃったということで見受けられております。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大による4月の非常事態宣言の発令などから、人の流れが再びなくなりました。町内事業者の皆さんの書き入れどきであるゴールデンウィークも、自粛の要請があり、生かすことができない状況であったと思われます。

その後、非常事態宣言の解除後も、今日に至るまで新型コロナウイルスの影響は大きく、観光向け小売業、宿泊業、飲食業など町内の事業者の売上げは、対前年比で3割程度の売上げにとどまるところも多数あるということを伺っております。

8月22日付の須坂新聞によれば、小布施町の観光にとって書き入れどきであるお盆期間中に、北斎館の入場者は例年より7割減の1,037人であり、観光バスはお盆期間中に4台しか駐車されず、そのうち2台はJRの定期便でしたが、2台に3名しか乗車していない状態であったと報道されておりました。同じく、小布施駅舎内の総合案内所窓口の利用者も1日平均33人であり、こちらも同じく例年の、去年の7割減であったということでした。

町内の事業者の皆さんにとって厳しい状況が、去年の10月以降、ほぼ1年続いているというのが現状であると思われます。

最新の日経ビジネスの8月31日号でも、「大廃業加速 力尽きる経営者たち」という特集が組まれておりました。コロナ禍で企業や個人事業主の休廃業・解散が加速している。今年前半は前年比2割増しのペースで、後半はさらに悪化する可能性がある。経営者の高齢化や後継者難で大量廃業が危惧されていたところに不測の災禍が追い打ちをかけたとありまして、経営者の高齢化や後継者難は、これはもう小布施町にとっても以前から気にかけていたことでありまして、同じ状況であるのではないかと考えております。

また、同じように町工場の経営者たちからも、現場は生産調整に入っており、年末には経営数値にかなり影響が出そうで、小さい企業ほど廃業を考えているとありました。

このほか、コロナ禍が今後業績にマイナスの影響を与えると答えた会社の比率の業種別調査では、建設業がほかを大きく離して24.7%となっております。これがほかの他業種に広がる可能性は高く、全国の廃業者数は年ベースで過去最高になる見込みではないかということになっております。

以上のような、小布施町も含めた取り巻く環境がある中でなんですが、最近の例、町内、県内の中では、県内の上場企業31社の4月・6月期決算の第1四半期では、31社中20社で減収となり、やはり業績悪化が鮮明となっております。その中の10社は、21年度3月期の業績予想はできないものとして、未定としているということで、各社、低迷が長期化しかねないのではないかという危機感を強めております。

いろいろ申し上げたのですが、このように環境としては非常に厳しい中、今後、秋から年末にかけて厳しさが増していくのではないかと思われる中で、小布施町の零細事業者への対応が必要なタイミングが近づいているのではないのでしょうか。

そんな中で、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、小布施町では、プレミアム商品券の発売やリフォーム工事補助事業など、その他多数の対策を行っております。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目は、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、特に観光業を含む商工業者への支援を行ってきていますが、現段階でのこれらの施策の効果として、どのように現状を把握しているのか伺います。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次配分、金額にして1億8,926万円を財源として、どのように施策を推進していくのかということを、町内の現状を把握する中、どのように活用していくのかお示してください。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、私のほうから、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策の効果について、ご質問にお答えを申し上げます。

地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応を目的に、国において、第1次・2次補正で総額3兆円が予算計上され、当町へは、今議員ご指摘のとおり、2億6,582万8,000円が交付される見込みとなっております。

その目的につきましては、感染防止策、次の段階といたしまして、経済活動の回復とされ

ております。特に経済活動の回復、地域経済の活性化につきましては、地域経済、住民生活の支援に加えて、感染症の拡大終息においても、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細かな事業を実施できるためのものとしていただいております。

昨年10月の東日本台風災害、今年春からの新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発令など、昨年の秋から今日まで、小布施町を訪れる人の数は大幅に減少しており、土産物店や飲食店など、町内事業者の経営は非常に厳しいものとなっております。

こうした中、町では、4月上旬に商工会と連携し、新型コロナウイルスに関するアンケート調査を行いました。調査結果なども参考に、生活支援や経済対策支援策を検討し、町議会6月会議に予算を提出させていただいたところでございます。

地方創生臨時交付金の第1次交付見込額は7,656万8,000円でありました。この金額が一応示されましたので、6月会議では、地方創生臨時交付金の交付対象となる見込みの事業を1億円ほど計上させていただいたところであります。予算計上しました事業全てが地方創生臨時交付金の対象となるかが確定していないこと、交付金額も確定したものでないことから、財源は一般財源といたしまして、地方創生臨時交付金の対象事業と金額が確定次第、財源振替を行うこととさせていただいております。

6月会議で予算計上した事業の中で、町内の商工事業者等に係るものとしては、経営健全化支援資金保証料補給金1,650万円、経営健全化資金利子補給金650万円、プレミアム商品券の事業委託料1,628万9,000円、商工業者等家賃補助金1,200万円、雇用調整助成金1,560万円、終息後のにぎわい創出委託料300万円、テイクアウト・デリバリー支援補助金200万円、住宅リフォーム等補助金2,000万円などがあります。

次に、事業の進捗状況について説明をさせていただきます。

経営健全化利子補修金につきましては、現在のところ、13件1,118万6,000円の、経営健全化資金利子補給金につきましては、10件430万円ほどの支出見込みとなっております。

プレミアム商品券事業につきましては、1万円で1万3,000円の商品券が購入できるもので、商工会に事業を委託いたしました。7月4日から販売を開始いたしまして、約2か月後の9月1日に5,000セットを完売したところでございます。

商品券につきましては、町内事業者に広く行き渡るように、商品券が飲食店、土産物店のみに使用できるものが5,000円分、大型店舗以外の全ての店舗で使用できるものも5,000円分、大型店を含む全ての店舗で使用できるもの3,000円分の3種類のセットとなっております。1万3,000円分のうち、飲食店・土産物店では1万3,000円全てを、飲食店・土産物店以外の

店では8,000円分を、大型店では3,000円分を使用できることとなります。

また、商品券1枚は500円とさせていただきます。こうした場合、1,000円未満の支出、例えば昼食などにも利用できますし、500円未満の、いわゆる現金支出につきましては、商品券が生み出す新たな消費と言えると思っております。

特に、飲食店事業者の皆様からは、このプレミアム商品券については、大きな効果があったものとの声をお聞きしているところでございます。

店舗等賃借料の補助金につきましては、対象期間を本年3月から5月までとし、補助金の申請受付は9月末日としております。現在までに31件の申請がありまして、補助金額は278万2,000円の予定でございます。

テイクアウト・デリバリー事業につきましては、対象期間を今年3月から6月までとし、申請期間は9月末までとしておりまして、現在までに7件の申請がありまして、補助金の支出額は53万4,000円の見込みであります。

住宅等リフォーム補助金事業につきましては、町内事業者が行う住宅の改修等の費用20%を補助するもので、上限を20万円としております。対象となる工事につきましては、来年2月末日までとなっております。現在のところ、1,666万円ほどの補助金を交付する見込みでございまして、残額は340万円ほどとなっております。

以上が主な事業の進捗状況でございます。経済的な支援と消費の喚起により、一定の経済効果はあるものと考えますが、具体的な数字としてお示しすることは大変難しいかと思っております。

次に、地方創生臨時交付金の第2次配分1億8,926万円の活用施策についてお答えいたします。

第2次配分におきましては、特に第1次配分の事業の考え方に加え、新しい生活様式への対応を図ることが求められております。具体的には、社会環境の整備、新たな暮らしのスタイルの確立、新たな付加価値を生み出す消費投資の促進への対応です。

社会環境の整備では、例えば施設の3密対策やキャッシュレス化、新たな暮らしのスタイルの確立では、GIGAスクール構想に関わるオンライン学習の推進や高齢者等のオンラインによる見守り、新たな付加価値を生み出す消費投資の促進では、スマート農業の導入や、自然や生活文化を楽しむ旅行のための環境整備などであります。

臨時交付金は、1次、2次に分かれて配分された形を取っていますが、考え方といたしまして、両者を区分して事業執行する必要はないとされております。したがって、総額2

億6,582万8,000円をその趣旨に沿いまして、各種施策事業を組み立てていくことになります。

臨時交付金につきましては、令和2年度中に支出することが原則ですので、施策や事業につきましては、新型コロナウイルスの今後の感染状況や、日常生活や経済活動に関する制限などの限度の把握・推測が大きなポイントとなると考えております。

こうした点を踏まえまして、臨時交付金を活用した事業につきましては、感染拡大防止のためのさらなる継続的な施策、景気の減退や来場者の減が続く場合の事業者への経済的な支援、将来の感染リスクに耐え得る社会環境の整備や生活様式などの確立ということで、施策を考えていければと考えております。

町に交付される地方創生臨時交付金を活用した施策・事業の一部につきましては、先ほど申し上げましたとおり、町議会6月会議で議決いただいた補正予算において示しております、例えば、今会議でまたご審議いただきますが、小・中学校の学校情報通信ネットワーク環境整備事業については、国庫補助金を除いた一般財源分について、オンライン学習のため、やはりIT化、デジタル化ということで、臨時交付金の充当が考えられるところでございます。

交付される地方創生臨時交付金が全て有効に活用できるように、現在、各課において検討を進めておりまして、現在まとめの段階に入っているところでございます。内容がまとまり次第、早急に補正予算を組みまして、議会の開会をお願いし、審議をいただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○8番（小西和実君） いただいた答弁に基づきまして、再質問させていただきます。

臨時交付金の使用の目的について、今、何となくお話しいただいたわけですが、内容が多岐にわたって、当然、まだお示しいただけない状況でありますし、ざっくりとしたお話ししかいただいていないので、私のほうもあまり細かいことは言えないのですが、基本的には、やはり先ほど、私、最初にまずこの質問しているように、消費低迷による地域経済へのダメージというところが非常に大きいのではないかなということを考えております。

なので、当然その中で、新しい経済活動を生むための投資というのものが必要であったりとかするわけですが、そんな中で、やはり一番最初に大事なものは、今の事業者さんの皆さんに、しっかり生き残ってもらうための支援をしていくということが大事なのかなと思います。

信濃町の議会で9月2日に町が提出した補正予算のうち、福祉施設利用者の送迎車の車を

買うという、そんな費用の3,182万円、これを臨時交付金で出そうとしたわけですが、これを町の議会は不要不急として、議案から再提出を求める動議を出したということで、この動議は、臨時交付金は低迷する地域経済や住民生活の支援のために使うべきという趣旨で動議を出されたということで、そのような、単純に出していただいた議案というか予算をそのまま可決しようという動きでないところも、ほかの町でもやはりあるようです。

なので、この辺、必要なものの精査というものをしっかりしていただいて、今一番必要な施策をやっていただきたいということを考えています。それについては、ここで何が悪いと論じるつもりはありません。そのあたり、しっかり気をつけていただきたいということをひとつ、もう一度確認したいことと、あと、当然必要なところなんですけど、先ほど小・中学校の通信のネットワークであったり、少し前に避難所の関係で、先ほど大宮課長が回答いただいた避難所の備蓄の関係ですね。

備蓄の関係というのは、私自身、もう8年、9年前から、不足しているんじゃないかということは言っていたわけですが、いまだに不足している、新しい対応が必要という状況もあって不足しているかもしれないんですが、結構時間が全てかかっているわけですね。

先ほどの通信ネットワークについても、4月から非常事態宣言が出ている中で、もう5か月たっていると。これからさらに時間をかけて、いつ頃までにしっかり整備していけるのかなということは、やっぱり早めに早めに、こういった全てのことは、緊急になる前にしっかりと対応していくということが、やはり行政の中で重要なことではないかと思っているんですが、そのあたりのできない理由というものをちょっと。

1点目は、先ほどの支援金を使うに当たっては、やはり地域の経済を優先して検討していただけることはできないのかというのが1点と、もう一つは、今いろいろと早期の対応が必要なものに対して、割とスピードが遅いのかなという感じがするんですが、これは処理能力全体が、やっぱり人の数が足りないとか、そういうことで処理能力が不足しているのか、財源が不足しているのか、原因は一体何なんのでしょうか。割と後手後手に回っているなと思うんですが、そのあたり2点、お答えいただけたらと思います。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） 再質問にお答え申し上げます。

最初の今後のポイントとなる経済対策でございます。国では、やはり大きなところでは、持続化給付金であるとか家賃補助等を行っておりまして、一定の減収がある事業者さんに支援を行っておりますし、持続化給付金などは対象が今年いっぱいですので、今後も継続して、

そういった給付を受けるところがあると思います。

町も正直、そういった具体的な支援と申しますと、家賃補助ですとか今挙げたデリバリー、消費喚起ということになりますと、プレミアム商品券ですとかリフォーム補助金ということで、今、第1回の予算補正でお認めいただいた事業を行っているわけですが、やはりなかなかお客様が戻らない中で、継続して行うべきところは、例えば、取りあえず今、家賃補助なんかは、3・4・5月という3か月だけなのですが、これもやはり、一定のお客様が戻る中では、一定の収入があれば、継続支援ということも考えることも考えられるわけですが、やはり今の状況を見ますと、予算的にも十分可能ですので、今行っている継続的に行えるものは、やはり継続して行っていきたいと考えておりますし、消費喚起という意味でも、可能であれば、新たなものを加えながら、例えばプレミアムにしてもリフォームにしても、継続的なものが可能であれば、これもぜひ予算の中で持ち越していきたいと。確定したものではありませんが、できれば早急にこの案を練りまして、また議会にお示しできればと思っているところでございます。

やはりおっしゃるとおり、なかなかコロナの感染の終息が、恐らく秋頃ですか、というような見込みがあった中で、やはり継続して続いておりますので、ポイント、ポイントを押さえながら、臨時交付金の活用も図っていければと考えております。

あと、2点目の、特に避難所における備品の関係でございます。

もともと防災対策で、やはり避難所を設定して、そこに毛布ですとか、いろんな防災のための、過ごすためのいろんなベッドですとか、そういったものを予定はしているわけですが、なかなか進んでこなかった事实はございます。

思うに、やはり昨年の台風19号で、恐らく町民の方に避難を呼びかけて、体育館に一晩避難していただいたんですが、恐らく自分の経験では初めてであったと思いまして、やはりそこに、まさか越水してこないだろうという、そういった、ある意味ちょっと甘さがあったのかなということは感じるところであります。

今日もいろいろご質問出ておりますが、実際にこういった事態が、まさに起きるということは十分考えられる状況になっておりますので、こういった臨時交付金を活用して、極力スピーディーに必要な物品を、倉庫等も含めて整備していく状況にありますし、それは深く認識しているところでございます。

あと、小学校の関係は、もともと恐らくGIGAスクール等が、国においてこういった事態が起きる前から、デジタル化の推進ということで進められていたところでありますし、ち

ようどういったコロナ感染が全国に広がった中で、一つ大きな契機になったと思っております。

これは文科省の方針もありますので、今年度中には補助金を頂いて、整備をしていくという事で予定しております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（関 悦子君） お諮りをいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にし、延会にしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

明日は、午前10時に再開をいたしまして、本日の継続を日程としたいと思います。

書面は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（関 悦子君） 本日はこれにて延会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

延会 午後 1時59分